

伸びた草木などで困っていませんか？

「隣地の樹木や草葉が自分の土地に侵入してきている。」「葉や花びら、毛虫が自分の土地に落ちてきて清掃も大変だ。」「隣地の樹木が台風などで倒れてきたら怖い。」「樹木が道路に張り出して、交通の妨げとなっている。」といった相談が、町には多く寄せられます。

樹木などは財産であり、その所有者（多くの場合は土地の所有者）に管理する責任があります。その土地が私有地である場合、町が剪定・伐採や指導・命令などを行うことはできません。

所有者と地域の人々がお互いに気持ちよくすごせるよう、適正な私有地の管理をお願いします。

！ 私有地の伸びた草木でお困りの場合は…



- ・まずはその土地の所有者または居住者に直接要望を伝え、話し合いをしてみましょう。
- ・個人的に話し合いをすることが難しい場合は、ご近所や隣組、自治会内で問題を共有し、話し合いをするのも一つの手段です。
- ・解決が困難な場合などは、法律相談を受け対応を検討しましょう。

※道路に張り出した枝などが車両の通行に影響している場合は、町までご連絡ください。

💡 土地の所有者は調べることができます



土地の所有者の氏名・住所は、役場で土地台帳を閲覧することで誰でも調べることができます。

◇閲覧場所 税務町民課

◇受付時間 午前8時30分～午後5時15分まで（土日・祝日を除く）

◇閲覧料 1回300円（1回の閲覧で複数の土地の閲覧が可能です）

※時期により、台帳が最新でない場合があります。

問い合わせ	隣地の草や虫などによる生活環境の悪化のご相談	税務町民課（内線241）
	道路に侵出している草木などのご相談	まちづくり課（内線343・353）
	倒木などの被害についてのご相談	総務防災課（内線323）
	台帳の閲覧についてのお問い合わせ	税務町民課（内線252）

関東総合通信局からの お知らせ

総務省では、6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、「みんな知ってる？電波の不正利用は犯罪なんだよ！」をスローガンに電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動および不法無線局の取締りを強化しています。

◇電波の3つのルール

- ① 電線機器を使用の際は「技適マーク」の確認を
 - ② 電波の利用には、原則免許が必要です。
 - ③ 外国規格の無線機にはご注意ください。
- ルールを守らない不法無線局は、テレビ・ラジオ放送、携帯電話などの身近なものから、警察・消防・救急用無線などの人命に関わる重要な無線に対して混信・妨害を与えるなど、私たちの生活や安全をおびやかし

安全で豊かな社会を実現するために、電波はルールを守り、正しく使いましょ。

□問い合わせ

- ・ 不法無線局による混信・妨害

☎ 03・6238・1939

・ テレビ・ラジオの受信障がい

☎ 03・6238・1945

真鶴町お知らせメールへのご登録を！

▼ご登録は、下のQRよりお進みください▼

PC・スマートフォンの場合 フィーチャーフォン(ガラケー)の場合



□問い合わせ 総務防災課 ☎内線323